評価表 N

NO.

5

					'		
所管部課名	市民福祉部	環境課		担当者	村岡	É	
事務事業名	花いっぱいまちづくり推進事業						
根拠法令	市民福祉部関係補助金等交付要綱						
補助経過年数	21年以上						
令和2年度		国県支出金	一般財源	i	その他		その他の内容
予算額	6, 200 千円	千円	111 X X 1 111 X	千円	6, 200		市民活動支援基金
		指標名		目相	票値	E	目標年度
成果指標①	補助事業に参	加した者の数		3,	500	令	和7年度
成果指標②							
補助対象者	快適な環境づくり事業を実施しようとする市民団体						
補助対象経費	(1) 花き及び肥料の購入費 (2) フラワーポット及びプランターの購入費 (3) 農業用機械の使用に伴う申請団体が購入する燃料費 (4) 事業に直接必要とされる材料及び道具類(税抜き単価5千円未満)の購入費 (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められるもの						
補助対象事 業・活動の内 容	(1) 花いっぱいまちづくり事業 (2) 花の名所づくり事業 (3) 環境学習活動 (4) その他快適な環境づくり事業						
補助金額又は		営補助のみ ■事業 補 に別表に定める補助率					口その他
補助率		に別るに足める補助率 設定(5万円、10万円又			で本して	付/こ似	
上記項目の 積算方法		器数があるときは、その					
		平成29年度	平	成30年度			元年度

項目		平成29年度		平成30年	度	令和元年度		
	供口		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合 (%)	金額(円)	割合 (%)
		自己資金	656, 352	10. 4%	1, 434, 135	19. 1%	542, 952	9. 2%
		会費収入	656, 352	10. 4%	1, 434, 135	19. 1%	542, 952	9. 2%
補		事業収入		0. 0%		0. 0%		0. 0%
助	収	寄付金・その他助成		0. 0%		0. 0%		0. 0%
過を 去受	入	市補助金	5, 680, 200	89. 6%	6, 060, 800	80. 9%	5, 372, 500	90. 8%
去 受				0. 0%		0. 0%		0. 0%
3 けカる		(前年度繰越金)		0. 0%		0. 0%		0. 0%
年車		計	6, 336, 552	100. 0%	7, 494, 935	100. 0%	5, 915, 452	100. 0%
年事の業		事業費	6, 336, 552	100. 0%	7, 494, 935	100.0%	5, 915, 452	100. 0%
決合		人件費		0. 0%		0. 0%		0. 0%
算団		その他事務費		0. 0%		0. 0%		0. 0%
状体	支出			0. 0%		0. 0%		0. 0%
決算状況	出			0. 0%		0. 0%		0. 0%
等				0. 0%		0. 0%		0. 0%
の		(翌年度繰越金)		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		計	6, 336, 552	100. 0%	7, 494, 935	100. 0%	5, 915, 452	100.0%
支出計/前年度支出計					118. 3%		78. 9%	
自己資金/前年度自己資金					218. 5%		37. 9%	
翌年度繰越金/市補助金			0. 0%		0. 0%		0. 0%	
交付件数		89	89 90		85			
成果指標の推移①		3, 81	9	3, 844 3, 4		3, 42	2	
成果指標の推移②								

特 【前回評価】 記 す 【前回評価へ

べ

き

事

項

等

平成29年度「見直しの上で継続:拡大」花いっぱいのまち薩摩川内市を目指し、事業拡大を図られたい。

【前回評価への回答】 【事業のPR方法】 【費用対効果】 花いっぱいまちづくり推進協議会と連携を図り、利用団体の拡大に努めた。 自治会運営の手引きや市HP等に情報を掲載し、周知を図っている。

花いっぱいのまちづくりに寄与している。

160・7はいのようフィッに引っ

【補助事業以外の事業】 【その他】 特になし 特になし

〈補助金の視点別評価〉 【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】							
要件	項目	評価	評価し	た内	容について	の説明	
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等 の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の 福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	活動に参加するこ 心身の健康づくりに			ーションが広か	ゞり、
必 要 性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への 支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への 支援が必要である。	A	花苗や肥料等の購 での負担軽減につな とができる。				
有 効 性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	花は誰もが親しみ ちづくりに寄与して	xやすい こいる。	ハ存在であ と認められ・	0、花いっぱい る。	いのま
適格	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	ボランティア活動 接実施するよりも、				女が直
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	花苗や肥料など、 する補助であり、補 る。				
性	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。 (交付要綱の補助基準)	A	多くの団体が交付 元に事業を計画して			を補助率と上降	根額を
〈補助	〈補助金の見直し結果〉						
	≪今後の改革の方向性≫		≪視点別評価≫				
	■現状のまま継続		公益性	\Rightarrow	口高い	□低い	
	□見直しの上で継続		必要性	\Rightarrow	口高い	□低い	
	⇒今後の方向性 □充実		有効性	\Rightarrow	口高い	□低い	
	□移管・統廃合		適格性・妥当性	\Rightarrow	口高い	□低い	

	≪今後の改革の方向性≫		≪視点別評価≫				
	■現状のまま継続		公益性	\Rightarrow	□高い	□低い	
	口見直しの上で継続		必要性	\Rightarrow	□高い	□低い	
	⇒今後の方向性 □充実		有効性	\Rightarrow	□高い	□低い	
	□移管・統廃合		適格性・妥当性	\Rightarrow	□高い	□低い	
	□縮小		≪今後の改革の方□	句性≫			
	□休止・廃止		□現状のまま継続				
内 部	≪上記方向の理由≫		口見直しの上で継続				
評	地域で花壇を設置するなどして、各地での取組	外	⇒今後の方向性	口充:	実		
価	みが根付いてきている。国体で来薩される観光客 を花でおもてなししたい。	部		□移ੰ	管・統廃合		
_		価		□縮	小		
次		評価結果	□休止・廃止				
結	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための	未	≪まとめ≫				
果	手段・計画≫						

快適環境づくり補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則(平成16年薩摩川内市規則 第67号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補 助金等基本条例(平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。) を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱(平成19年薩 摩川内市告示第99号)第2条の表に掲げる快適環境づくり補助金に関し必要 な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 市民団体 地区コミュニティ協議会、自治会、PTA、子供会、老人クラブ、青年団又はこれらに類する団体で、市長が適当と認めたものをいう。
 - (2) 公道 道路法 (昭和27年法律第180号) 第3条に規定する道路その他 公衆の用に供する道路として市長が適当と認めるものをいう。

(補助事業の要件)

- 第3条 快適環境づくり補助金に係る補助事業は、次の各号のいずれかの要件を 満たすものでなければならない。
 - (1) 花いっぱいまちづくり事業 公道に隣接する場所その他市長が適当と認める場所において、フラワーポットを設置し、又は花き及び樹木を植栽する 事業
 - (2) 花の名所づくり事業 花いっぱいまちづくり活動のうち、地区コミュニティ協議会が実施する休耕田、荒廃地、河川敷など概ね200㎡以上の大規模な植栽を行う事業
 - (3) 環境学習活動 自然観察会、生態調査、講演会ほか環境意識向上のための環境学習
 - (4) その他快適な環境づくり事業 前3号に掲げるもののほか、地域の快適な環境づくりのための活動として市長が適当と認める事業

(補助金の交付対象者)

第4条 快適環境づくり補助金の交付対象となる者は、快適な環境づくり事業を 実施しようとする市民団体とする。

(補助金の額)

- 第5条 快適環境づくり補助金の額は、第6条に定める補助対象経費及び第7条 に定める補助対象外経費を勘案した合計額に、別表に定める補助率を乗じて得 た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。ただし、1市民団体につき別表に定める上限額を超えないものとする。 (補助対象経費)
- 第6条 快適環境づくり補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定

- める経費について交付する。
- (1) 花き及び肥料の購入費
- (2) フラワーポット及びプランターの購入費
- (3) 農業用機械の使用に伴う申請団体が購入する燃料費
- (4) 事業に直接必要とされる材料及び道具類(税抜き単価5千円未満)の購入 費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められるもの (補助対象外経費)
- 第7条 前条にかかわらず、次の各号に定める経費は除外する。
 - (1) 人件費 (ただし、講師謝金除く。)
 - (2) 運搬用自動車の使用に伴う燃料費
 - (3) 農業用機械の使用に伴う個人が購入した燃料費
 - (4) 道具類(税抜き単価5千円以上)の購入費
 - (5) 水道代
 - (6) 機械及び道具類の賃借料
 - (7) 委託した経費
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、補助対象経費として認められないもの (交付の申請)
- 第8条 快適環境づくり補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定 する日は、当該事業を開始する概ね10日前までとする。
- 2 快適環境づくり補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と 認める書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 実施場所の見取り図
 - (2) 承諾書(道路や他人の土地で実施する場合)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類 (交付の基準)
- 第9条 快適環境づくり補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する 場合には、これを行わない。
 - (1) 当該補助事業が第3条の要件を満たさない場合
 - (2) 当該補助事業において本市の他の補助金交付を受け、若しくは受ける見込みの場合
 - (3) 補助金の交付を受けようとする市民団体(以下「補助団体」という。)の代表者が現に本市の住民基本台帳又は外国人登録原票に記録されていない場合
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、当該補助団体に補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(補助金等の概算払)

第10条 補助金の交付決定を受けた事業について、規則第19条に基づく補助

金の概算払を受けることができるのは、市長が認定した団体に限る。

(実績報告)

- 第11条 補助団体は、補助事業の終了後、1箇月以内又は当該年度の3月31 日のいずれか早い日までに実績報告書を市長に提出しなければならない。
- 2 快適環境づくり補助金補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が 必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 当該補助事業に係る明細書(費用の詳細な内訳が分かるもの)
 - (2) 当該補助事業に係る領収書の写し
 - (3) 当該補助事業に係る写真(作業中、作業後の状況を撮影したもの)
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類 (効果の測定)
- 第12条 快適環境づくり補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をい う。)は、補助事業に参加した者の数を用いて測定するものとする。

(補助団体の責務)

第13条 快適環境づくり補助金の交付を受けた補助団体は、本市環境保全施策 の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、快適環境づくり補助金の交付に関し必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 薩摩川内市補助金等基本条例第4条第1項の規定による見直しについては、 平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度におい て所要の措置を講ずるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 薩摩川内市補助金等基本条例第4条第1項の規定による見直しについては、 平成27年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成28年度におい て所要の措置を講ずるものとする。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

区分	補助率	上限額		
(1) 参加人員が30名未満の場合でかつ	100分の	50,000円		
初めて補助金申請を行う場合	8 0			
(2) 次のいずれかに該当	100分の	100,000円		
① 参加人員が30名以上の場合	9 0			

② 過去1年以上快適環境づくり補助		
金による実績がある場合		
(3) 次のいずれかに該当	100分の	100,000円
① 高齢者クラブが実施する場合	1 0 0	
② 任意の高齢者団体が実施する場合		
③ 参加人員30名以上のうち、高齢		
者が半分以上を占める場合		
(4) 地区コミュニティ協議会が実施する	100分の	300,000円
花の名所づくり事業	1 0 0	

備考

- 1 年齢の算定基準日は補助金交付申請日とし、高齢者を60歳以上とする。
- 2 高齢者クラブとは高齢者クラブ連合会及び高齢者クラブ連合会加盟団体をいい、任意の高齢者団体とは会員が10名以上で高齢者が概ね4分の3以上を占める団体をいう。